

## 団体交渉速報

- ・ 病院職員の着替え時間、カルテ読み込みなど情報収集の時間は労働時間と明言
- ・ 非正規職員へのボーナス支給は、有期職員なので対象にならないと強弁

組合は 12 月 20 日に、東北大学との団体交渉を行った。本団体交渉は、11 月 25 日に組合側から申し入れたものである。人勧については、別途要求書を提出したものについて大学回答を受けて交渉した。

### 交渉事項

#### ・ 人勧対応の給与見直しについて

ボーナス改善は勤勉手当ではなく期末手当で広く支給すること、非正規職員（パート等）にも支給することを求めた。しかし当局は、人勧どおりの対応とすることとしたほか、有期雇用職員については、ボーナス支給の目的である勤務継続へのインセンティブの対象外であると述べた。これに対して組合は、雇用を打ち切っているのは大学であり、むしろその不安定さに対する補償があるべきであることを主張した。

#### ・ 有期雇用職員の無期化等について

10 年上限対象者について希望者を無期転換すること、一人でも多く雇用継続の策を講ずることを求めた。12 月 1 日現在、対象者は 167 名（常勤職員 66 名、非常勤職員 101 名）。現在、常勤職員（主に教員）はプロジェクト雇用の継続、非常勤職員は目的限定職員への受験を各部局に示しているものの、労働契約法 18 条による無期転換については否定した。

#### ・ 医療職員の労働時間について

組合は、実態を調査して一部に問題があることを把握した上で交渉に臨み、作業着等への着替え、業務としての勉強会や情報収集等を労働時間に含めることを求めた。当局は、始業前、終業後の時間の使い方には個人差があるが、病院職員の着替え時間、カルテ読み込みなど情報収集の時間は労働時間であると明言し、また、本交渉に向けて各部局の実情をあらためて確認したところ、適切でないところもあり、その是正を指示したと述べ、さらに調査を行い必要な改善をすることを約束した。加えて、事務職員、技術職員についても、同様であることの見解を示した。

上記問題については、多くが解決されていないことから、本団体交渉を継続することを確認した。

2022 年 12 月 23 日

東北大学職員組合執行委員会